

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	八王子市 地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く) 全項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八王子市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>八王子市では、地方税に関する賦課徴収に関する事務として、以下の「市民税・都民税（以下、「住民税」という。）関係事務」、「固定資産税関係事務」、「軽自動車税関係事務」、「収納管理関係事務」、「証明発行関係事務」を行う。（別添1を参照）</p> <p>1. 住民税関係事務 ①申告書等の課税資料に基づく課税計算 ②住民税の課税に関する事務 ③住民税の徴収に関する事務</p> <p>2. 固定資産税（都市計画税及び特別土地保有税を含む）関係事務 ①土地、家屋及び償却資産の調査 ②土地、家屋及び償却資産の評価 ③固定資産税課税に関する事務 ④固定資産税の徴収に関する事務</p> <p>3. 軽自動車税関係事務 ①軽自動車税の課税に関する事務 ②軽自動車税の徴収に関する事務</p> <p>4. 収納管理関係事務 ①収納及び課税の状況による収納管理事務 ②滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務</p> <p>5. 証明発行関係事務 課税証明書、納税証明書等の発行事務</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	総合税システム（以下、「税務システム」という。）
②システムの機能	<p>地方税法に基づく住民税、固定資産税、軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムで、以下の機能を有する。</p> <p>1. 宛名管理 各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する機能</p> <p>2. 住民税課税 賦課期日時点での住民税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能</p> <p>3. 固定資産税課税 賦課期日時点での固定資産税、都市計画税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能</p> <p>4. 軽自動車税課税 賦課期日時点での軽自動車税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能</p> <p>5. 収納・納税管理 上記で課税した税額に基づく地方税の収納を管理する機能</p> <p>6. 証明発行 課税証明書、納税証明書等を発行する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他（滞納整理システム、国税連携システム、住民税給報連携システム、eLTAXシステム）</p>

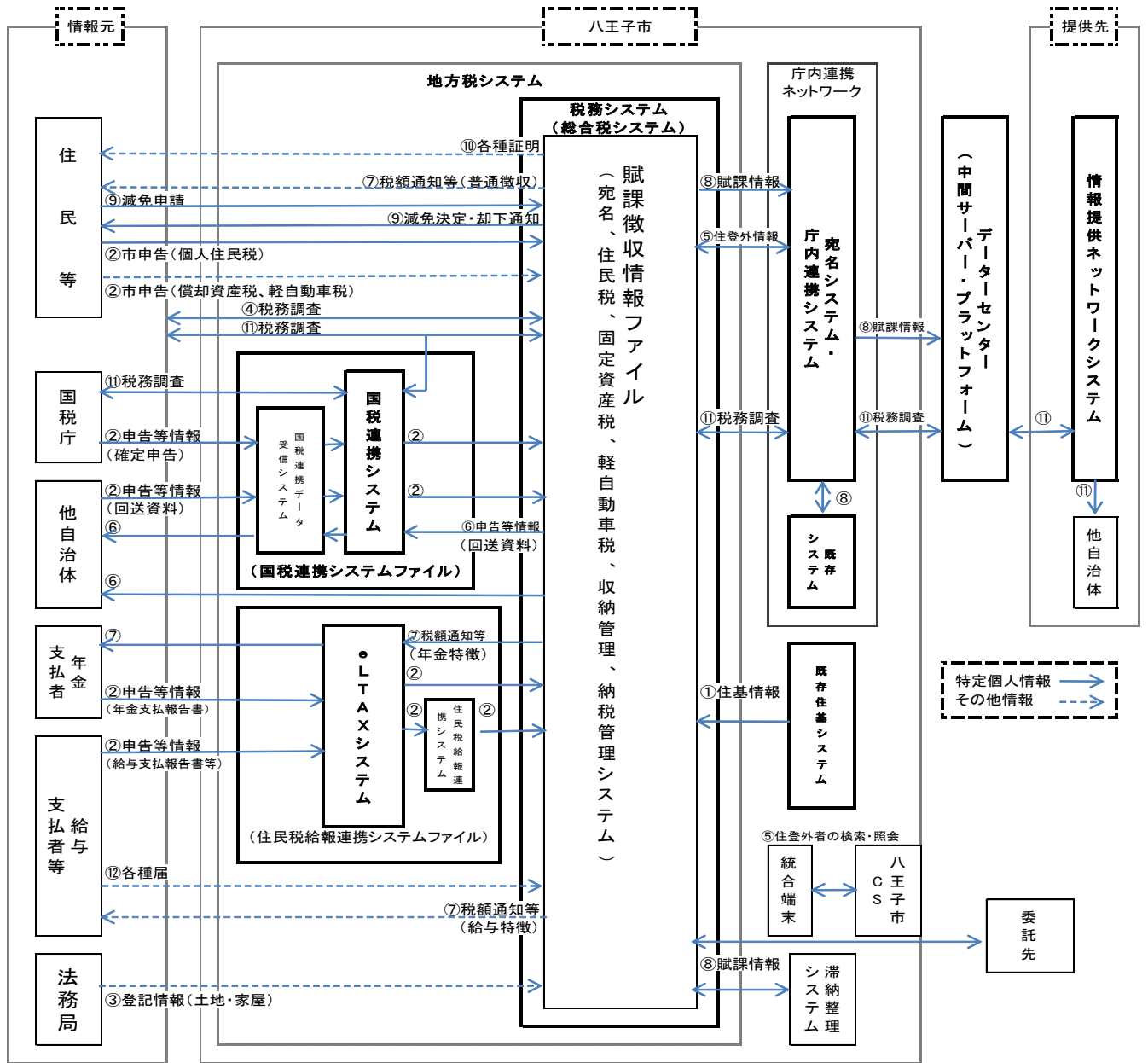
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	eLTAXにて提出(申告)された以下のデータについて、地方税電子化協議会から、総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて受信するシステムで、以下の機能を有する。 1. 個人住民税 住民税の課税資料のうち、給与支払報告書・公的年金等支払報告書・公的年金からの特別徴収(以下、「年金特徴」という。)関連データを受信し、住民税給報連携システムに取込むための連携ファイルを作成する機能。なお、住民税給報連携システムには、USBメモリを介してデータを移行する。 2. 固定資産税 eLTAX上で確認できる償却資産に係るデータを閲覧する機能。必要に応じてデータを税務システムに入力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民税給報連携システム)
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税連携データ受信システムにて受信したデータをUSBメモリを介して取込むシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック 各種所得計算や控除、扶養区分等のエラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成する機能 3. 取込んだデータのイメージ管理 各種資料について、帳票イメージを管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携データ受信システム)
システム4	
①システムの名称	国税連携データ受信システム
②システムの機能	地方税電子化協議会から、LGWANを通じ、国税庁に提出された確定申告書及び法定調書等のデータを受信するシステムで、以下の機能を有する。なお、国税連携システムにはUSBメモリを介してデータを移行する。 1. データ受信状況確認 データの受信日や受信した確定申告書の区分、その他各種状況を確認する機能 2. データ他市回送 課税権がない者のデータを他自治体へ回送する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム)

システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	納付交渉状況や処分執行状況の管理など滞納整理業務全般に対する機能を有し、市税等滞納者の個人番号を利用して、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)と市税の賦課状況・納付状況・折衝履歴・整理業務執行状況などの情報を紐づけてシステム画面上に表示する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6	
①システムの名称	住民税給報連携システム
②システムの機能	eLTAXシステムで受信した給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等のデータをUSBメモリを介して取込むシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック データ属性や論理エラー等の各種エラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成し、送付する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="radio"/> その他 (eLTAXシステム)
システム7	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。)
②システムの機能	住民基本台帳の照会を行う機能を有し、当該システムを使用する職員等は、更新作業は行えず、照会権限のみ付与されている。(一部の項目は、参照不可) 当システムのデータの一部は税務システムに取込まれており、税務システム上でも参照可能となっている。ファイルの種類により、5分もしくは10分間隔で同期を取る。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="radio"/> その他 (国民健康保険システム)
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民基本台帳ネットワークシステムの業務アプリケーション機能と公的認証機能を併せ持つ端末(以下、「統合端末という。)」において入力された4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 賦課徴収情報ファイル (2) 国税連携システムファイル (3) 住民税給報連携システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	1. 賦課徴収情報ファイル ① 住民税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握するため。また、確定申告書・給与支払報告書・公的年金支払報告書・住民税申告書等の課税資料や、扶養情報、生活保護受給情報・障害者情報などの名寄せを確実にを行う必要があるため。 ② 固定資産税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の登記・申告情報を正確に把握するため。また、同一の土地・家屋・償却資産所有者の名寄せを確実にを行う必要があるため。 ③ 軽自動車税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の登録情報を正確に把握するため。 ④ 地方税の徴収及び滞納処分にあたって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要があるため。また、滞納者各個人の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握しておく必要があるため。 2. 国税連携システムファイル 取扱う確定申告書データとほかの課税資料に関し、名寄せを確実にを行うため。 3. 住民税給報連携システムファイル 取扱う給与支払報告書及び公的年金等支払報告書データ等に関し、名寄せを確実にを行うため。
② 実現が期待されるメリット	1. これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(所得の証明書等)の省略が図られる。 2. 転入・転出者の基本情報が正確に把握できる。 3. 他の地方自治体及び行政機関等から入手した情報と八王子市保有情報との突合がより正確になる。 4. 課税事務の効率化と公平で正確な税負担の実現(課税漏れの防止)。 5. 効率的な名寄せ・突合により、課税計算や扶養控除の確認が効率的に行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
① 実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課
② 所属長	税制課長 内田 哲生、住民税課長 関谷 健司、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

「賦課徴収情報ファイル」を取り扱う事務の内容



(備考)

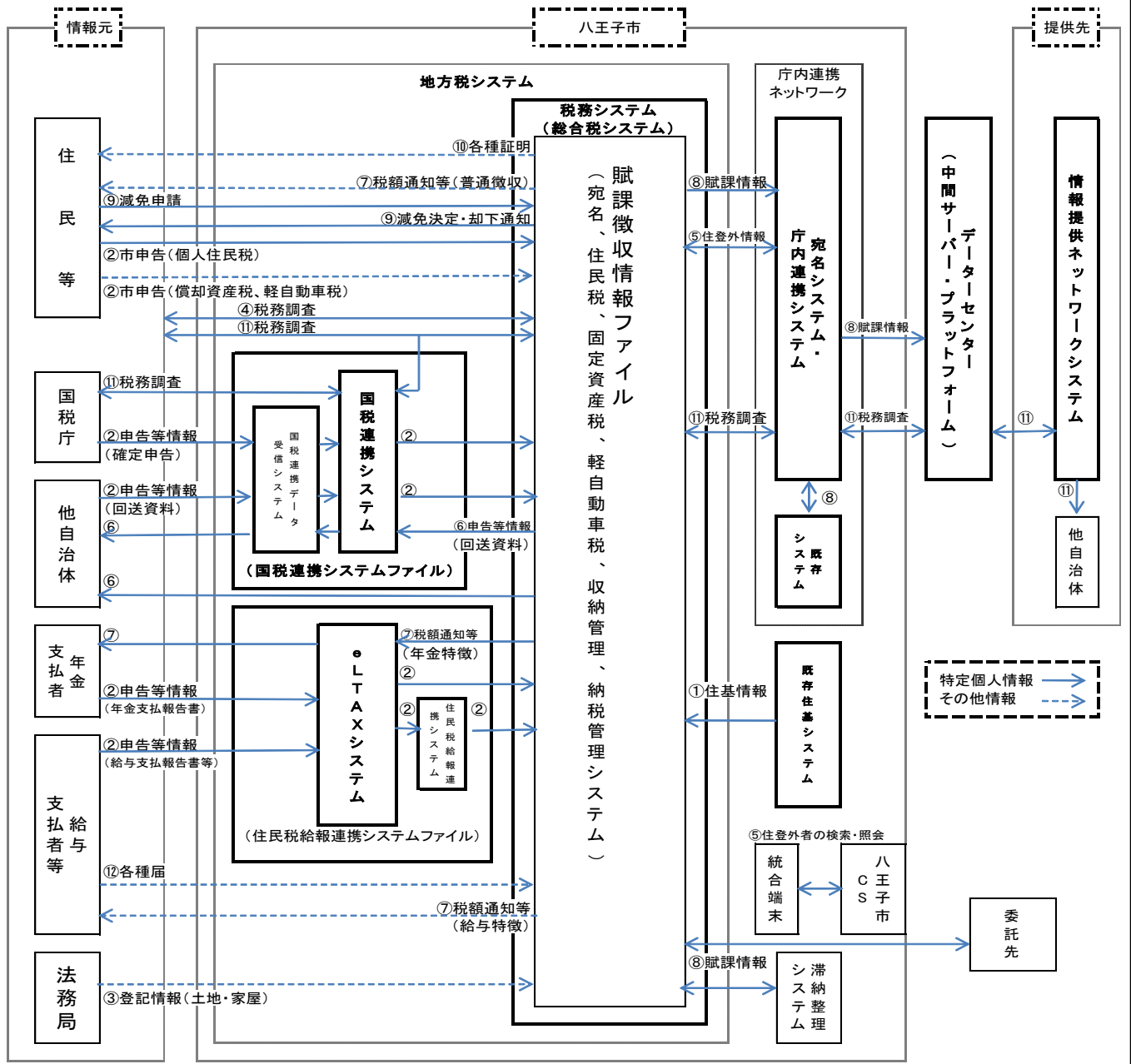
八王子市の課税事務においては、情報元から収集した申告等情報により電子データ化し、税務調査及び連携情報を元に課税資料データを作成し、統合・賦課決定した賦課徴収情報ファイルを作成・管理する。

- ① 既存住基システムから住基情報を取得し対象者情報を作成(共通)。
- ② 情報元から提出される申告等(市申告書・確定申告書・回送資料・年金支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は国税連携、eLTAXシステム経由で収集し、画像及び数値を電子化したうえで住基情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、統合・賦課決定した賦課徴収情報ファイルを作成(個人住民税・固定資産税)。
- ③ 法務局の土地、家屋登記情報を収集し、賦課徴収情報ファイルを作成(固定資産税)。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う(共通)。
- ⑤ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが八王子市で課税となる(住登外課税)者は、統合端末等により個人番号を取得し、税務システムに課税対象者として登録し、再度②の処理を実施する(共通)。また、登録した情報を宛名システムへ連携する。
- ⑥ 情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携経由により、他自治体へ資料を回送する(個人住民税)。
- ⑦ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、税額通知等を送付(共通)。
- ⑧ 決定・通知された賦課情報を直接又は宛名システム・庁内連携システム経由により、既存システム等へ連携(移転又は提供)する。また、八王子市で住登外課税した者が住民登録している他自治体へ八王子市で課税した旨の通知を送信(個人住民税)。
- ⑨ 担税力に乏しい者などから、減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を発送(共通)。
- ⑩ 納税義務者からの請求に応じ、各種(所得・課税・納税)証明を発行(共通)。
- ⑪ 必要に応じ、八王子市から情報元又は他自治体へ税務調査を実施。また、国税庁又は他自治体から八王子市への税務調査の対応を実施(共通)。
- ⑫ 給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届の提出(個人住民税)。

- ※ ⑪の税務調査等により、決定された税額に賦課更正・賦課取消等の必要が生じた場合、速やかに⑤～⑨(個人住民税)、⑤・⑦・⑨(その他市税)の処理を行う。
- ※ ②の申告等情報及び⑫の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接八王子市へ提出されるものも存在する。また、同様に⑥の他自治体への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。
- ※ 業務委託については、システム保守委託、データ入力委託及び納付書等の封入封かん委託等を締結している。

(別添1) 事務の内容

「国税連携システムファイル」を取り扱う事務の内容

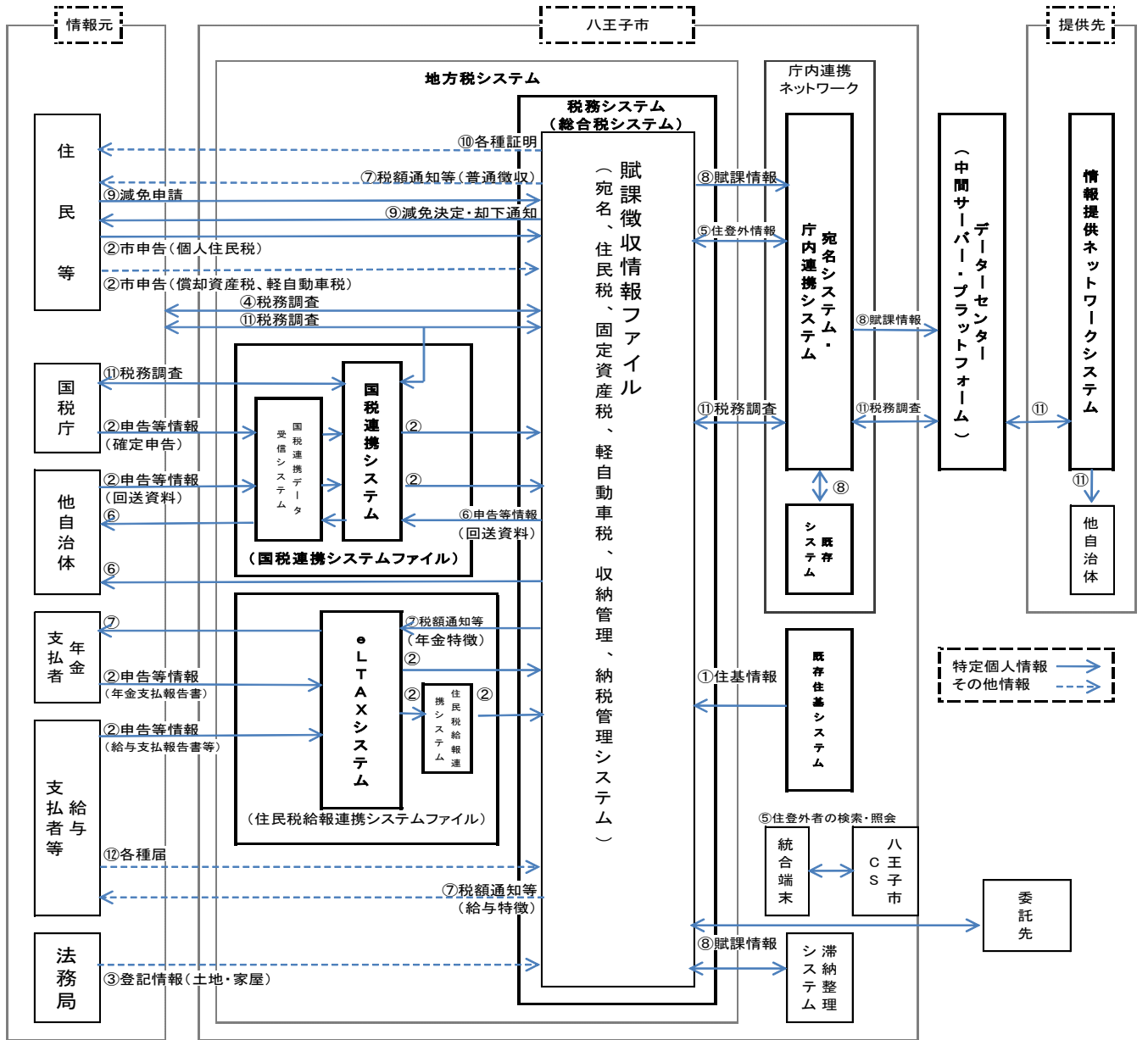


(備考)

- 国税庁で受理・受信した確定申告書等電子データを、住民税の課税資料として取扱い、税務システムに連携して課税計算の根拠とする。該当する番号について、以下に記す。
- ② 国税庁が受理・受信した確定申告書等の電子データを、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルサイトを通じ、LGWANを介して取得する。なお、この通信は指定のASP業者により提供される。国税連携データ受信システムにてそのデータを受信。USBメモリを介して国税連携システムに取込む。国税連携システムでは、取込んだデータに対し、所得や控除の計算その他の論理エラーチェック等をした後、税務システムに送付するための連携ファイルを作成する。
- ⑥ 課税権のない者の申告書等は、他自治体へ回送する。

(別添1) 事務の内容

「住民税給報連携システムファイル」を取り扱う事務の内容



(備考)

- eLTAxにて提出された給与支払報告書等電子データを、住民税の課税資料として取扱い、税務システムに連携して課税計算の根拠とする。該当する番号について、以下に記す。
- eLTAxにて提出された給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等の電子データを、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルサイトを通じ、LGWANを介して取得する。なお、この通信は指定のASP業者により提供される。eLTAxシステムで受信したそれらのデータの内、年金特別徴収に関するものはUSBメモリを介して税務システムへ取込む。給与支払報告書と公的年金支払報告書に関するデータは、USBメモリを介して住民税給報連携システムに取込み、データ属性や論理エラーチェックをかけた後、税務システムに取込むための連携ファイルを作成する。
- 税務システムで課税計算及び課税決定されたデータの一部は、その決定内容をeLTAxシステムを経て通知される。(年金特別徴収税額及び給与特別徴収税額等を、特別徴収義務者へ通知する)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)
⑥事務担当部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()

②入手方法	[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
③入手の時期・頻度	1. 当初課税時期 課税資料提出及び申告受付時期(毎年1月～4月頃) 2. その他随時期 申告受付時及び課税対象者確定時(随時)	
④入手に係る妥当性	1. 当初課税時期 地方税電子化協議会から電送される確定申告書、事業所(給与支払者)や公的年金支払者から市役所へ提出される各支払報告書、本人から提出される住民税申告書、それらのデータをもとに名寄せし、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため。 2. その他随時期 当初課税時期で捕捉できなかった課税客体の判明時などについては、個別に税額決定をするため。 3. 八王子市の住民基本台帳に登録されていない固定資産所有者を名寄せし、毎年定められた期日での課税決定の根拠とするため。	
⑤本人への明示	賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条、同法第383条及び同法第442条の2の条文並びに番号法の別表第2の第27の項に基づく。	
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1. 住民税課税管理 提出される課税資料の個人特定に用いる。 2. 収納管理 収納・還付・充当等の管理を行う。 3. 固定資産税 ①課税対象者の登録を行う。 ②1月1日現在に市内に固定資産を所有する者の資産情報の登録(更新)を行う。 4. 軽自動車税 ①課税対象者の登録を行う。 ②4月1日現在、市内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の車両情報及び所有している者、使用している者等を管理する。 5. 証明書発行に関する事務 課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税・非課税証明書を発行する。 6. 宛名管理 課税対象者の登録を行う。 7. 中間サーバーへの情報提供 番号法に基づき、中間サーバーへ地方税関係情報を提供する。	
情報の突合 ※	提出される課税資料(申告書及び報告書等)に記載される個人番号を、住登者及び住登外者のデータ等をもとに作成する課税対象者データとの突合のキーとし、個人特定を行う。	
情報の統計分析 ※	個人番号による統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	市税納税通知書等の出力、封入封かん等業務委託	
①委託内容	1. 住民税特別徴収税額決定通知書、普通徴収税額決定納税通知書、変更通知書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。 2. 土地・家屋納税通知書・納付書、償却資産納税通知書・納付書、課税資産明細書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。 3. 督促状及び催告書に関し、印字と封入封かん業務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその他課税調査対象者	
その妥当性	1. 税額決定から発送までの期間と送付件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。 2. 納期限から督促状発送までの期間が定められており、その発送件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	富士ゼロックス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	チラシの印刷業務

委託事項2		課税資料データ入力委託
①委託内容		紙で提出された給与支払報告書や公的年金支払報告書、住民税申告書等の課税資料について、そのデータのパンチ入力を委託し、電子データ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	提出された課税資料の該当者
	その妥当性	市への提出から税額決定までの期間と数量等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		シティコンピュータ株式会社 東京支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務システム機器・ソフトウェア保守委託
①委託内容		システム機器及びソフトウェアの保守・運用支援業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	税務システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税務システムを直接操作するのみであり、電子記録媒体等での受け渡しは) 行わない。
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社 西東京支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	税務システムの機器、ソフトウェアの運用保守

委託事項4		磁気テープ保管業務委託	
①委託内容		税務システムのバックアップデータを記録した外部記憶媒体を安全に保管、集配送、警備を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者	
	その妥当性	火災、震災等により税務システムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (19) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="margin-left: 200px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="margin-left: 200px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先21	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第40項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先22	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先23	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第48項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第54項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第57項)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先26	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第59項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先30	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第63項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先31	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第65項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先33	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第66項)	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	
提供先34	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第67項)	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第71項)
②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第74項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先38	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先39	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第84項)	
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	
提供先40	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第87項)	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	

提供先41	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第91項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第92項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先43	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第97項)
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第101項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先46	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第102項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先47	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第103項)
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先48	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第107項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先50	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第113項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第114項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第115項)
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先54	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第116項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先55	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第117項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先56	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先57	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、八王子市が所得を計算して住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、八王子市が所得を計算して住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1年間に約6～8回

移転先1	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先2	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先3	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは月次で連携
移転先4	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは月次で連携

移転先5	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先6	生活福祉第二課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは月次で連携

移転先7	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先8	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先9	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先10	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携

移転先11	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先12	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先13	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先14	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先15	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先16	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先17	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先18	高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先19		障害者福祉課
①法令上の根拠		番号法第9条第2項
②移転先における用途		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報		納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 () [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		当初賦課決定時。更正データは日次で連携
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<八王子市における措置> 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<八王子市における措置> 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
-		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国税連携システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税の確定申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)
⑥事務担当部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)							
③入手の時期・頻度	1. 確定申告受付時期 毎年1月～3月中旬はほぼ毎日データ取込 2. その他更正申告等 その他の時期は概ね週に1回程度データ取込							
④入手に係る妥当性	1. 確定申告受付時期 他の課税資料との名寄せに使用し、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため 2. その他更正申告等 上記期間で捕捉できなかった課税対象の判明時等に関し、個別に税額決定をする必要があるため							
⑤本人への明示	地方税法において、確定申告書を提出した場合には住民税の申告をしたとみなされる旨の規定があり、他の法規等で税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。							
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。							
	変更の妥当性 ー							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 八王子市税務部 住民税課							
	使用者数 [50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	住民税課税処理 課税資料の名寄せや申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。							
	情報の突合 ※ 賦課徴収情報ファイルとの間において、カナ氏名や生年月日とともに個人番号を突合のキーとし、個人特定を行う。							
	情報の統計分析 ※ 個人番号による統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> () 件 <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> () 件 </div>	
委託事項1		
①委託内容		
磁気テープ保管業務委託 国税連携システムのバックアップデータを記録した外部記憶媒体を安全に保管、集配送、警備を行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 1) 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>	
対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 1) 1万人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 1,000万人以上 </div> 所得税の確定申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む) 火災、震災等により国税連携システムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上 </div>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない </div>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		国税連携システムソフトウェア保守委託
①委託内容		システムソフトウェアの保守・運用支援業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	所得税の確定申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
	その妥当性	国税連携システム及び国税連携データ受信システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国税連携システム及び国税連携データ受信システムを直接操作するのみで、あり、電子記録媒体等での受け渡しは行わない。)
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社 西東京支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	国税連携システム及び国税連携データ受信システムに係るソフトウェア保守業務
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。</p> <p>1. 国税連携データ受信システムサーバー 指定のASP業者にて管理</p> <p>2. 国税連携システムサーバー 市役所本庁舎内サーバー室にて管理</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p>
	その妥当性	<p>地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。 なお、ASP業者においては、サーバー内のデータは3年で消去する。</p>
③消去方法		<p>1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携システム及び国税連携データ受信システムで消去する。</p> <p>2. ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税給報連携システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書、公的年金支払報告書及び公的年金に係る特別徴収対象者について、eLTAXにて提出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)
⑥事務担当部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等支払者) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
③入手の時期・頻度	1. 当初課税時期 毎年1月～4月中旬は週に1回程度データ取込 2. その他随時期 受信件数等を考慮しながらデータ取込を行う	
④入手に係る妥当性	1. 確定申告受付時期 他の課税資料との名寄せに使用し、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため 2. その他更正申告等 上記期間で捕捉できなかった課税対象の判明時等に関し、個別に税額決定をする必要があるため	
⑤本人への明示	地方税法等において、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。	
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	八王子市税務部 住民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民税課税処理 課税資料の名寄せや申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
	情報の突合 ※	賦課徴収情報ファイルとの間において、カナ氏名や生年月日とともに個人番号を突合のキーとし、個人特定を行う。
	情報の統計分析 ※	個人番号による統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託しない] <input type="checkbox"/> 件 <input type="checkbox"/> 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	1. eLTAXシステム 指定のASP業者が管理するサーバーにデータが保存される。サーバーは、入退室管理され、セキュリティが確保されたサーバー室に設置されている。また、サーバー室の入退室については、システムの管理者が許可した者に限定しており、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られたものしかアクセスできない。 2. 住民税給報連携システム サーバーは使用していない。セキュリティ区域内である課内の指定端末にてデータを一時保管する。	
②保管期間	期間	[<input type="checkbox"/> 6年以上10年未満] <input type="checkbox"/> 件 <input type="checkbox"/> 件 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。 なお、ASP業者においては、サーバー内のデータは3年で消去する。
③消去方法	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報をeLTAXシステム及び住民税給報連携システムで消去する。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課徴収情報ファイル

【宛名関連項目】

1. 住登外(個人)マスタ

世帯番号・宛名番号・更新年月日・更新事由・登録年月日・削除年月日・性別・生年月日・続柄・電話番号・カナ氏名・漢字氏名・カナ通称名・漢字通称名・市内市外区分・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・外字情報氏名・外字情報通称名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分・家屋敷／事業所課税区分・死亡フラグ・業務関連フラグ・関連フラグ・操作者名

2. 住登外(個人)履歴マスタ

宛名番号・氏名履歴情報異動事由・異動年月日・カナ氏名・漢字氏名・通称名履歴情報異動事由・異動年月日・カナ通称名・漢字通称名・住所履歴情報異動事由・異動年月日・市内市外コード・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・外字情報氏名・外字情報通称名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分

3. 送付先マスタ

宛名番号・科目コード・義務者番号・更新年月日・更新事由・登録年月日・法人格コード・セット位置・カナ名称・漢字名称・市内市外コード・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先電話番号・内線電話番号・外字情報氏名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分・送付先設定時漢字住所・送付先設定時漢字氏名名称・操作者名・備考

4. 送付先履歴管理マスタ

宛名番号・科目コード・義務者番号・名称情報異動事由・異動年月日・法人格コード・セット位置・カナ名称・漢字名称・住所情報異動事由・異動年月日・市内市外コード・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・電話番号情報異動事由・異動年月日・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先電話番号・内線電話番号・外字情報氏名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分

5. 固有項目マスタ

宛名番号・科目コード・義務者番号・更新年月日・更新事由・登録年月日・納管区分・納税管理人番号・納税管理人前回異動事由・納税管理人前回異動年月日・納税管理人前回納管区分・納税管理人前回納管番号・操作者名・備考・通称名区分

6. 口座振替ファイル

宛名番号・科目・義務者番号・連番・金融機関番号・口座種別・口座番号・口座名義人(カナ)・口座名義人(漢字)・納付区分・依頼年月日・開始年月日・開始期別・開始時の納期限・停止年月日・廃止期別・廃止時の納期限・口座最終使用年月日・口座最終使用期別・口座最終使用時の納期限・異動事由・異動年月日・備考・操作者名・開始通知発行フラグ

7. 振替額管理ファイル

宛名番号・科目・義務者番号／車両番号・課税年度・調定年度・期別・課税額(納付予定額)・納付額・納期限・振替結果(不能)サイン・通知書番号

8. 索引ファイルオーバー格納ファイル

処理年月日・処理時分秒・索引ファイルID・通称区分・宛名番号・索引データ

9. 新旧対応ファイル

宛名番号・科目・法人番号・該当年度(FROM)・該当年度(TO)・固定共有人数・軽自納組番号・登録年月日・更新年月日

10. 名寄せマスタ

宛名番号・名寄せ先宛名番号

11. 氏名索引ファイル(カナ)

カナ氏名・市内市外区分・住所コード・番地コード・宛名番号・宛名区分

12. 氏名索引ファイル(漢字)

漢字氏名・市内市外区分・住所コード・番地コード・宛名番号・宛名区分

13. 生年月日索引ファイル(カナ)

生年月日・カナ氏名・宛名番号・宛名区分

14. 生年月日索引ファイル(漢字)

生年月日・漢字氏名・宛名番号・宛名区分

15. 住所索引ファイル(カナ)

住所コード・市内市街区分・住所コード・番地コード・カナ氏名・宛名番号・宛名区分

16. 住所索引ファイル(漢字)

住所コード・市内市街区分・住所コード・番地コード・漢字氏名・宛名番号・宛名区分

17. 口座使用者索引ファイル

金融機関番号・口座種別・口座番号・宛名番号・科目・義務者番号・連番・口座名義人氏名

18. 口座名義人(カナ)索引ファイル

名義人氏名(カナ)・口座情報・金融機関番号・口座種別・口座番号

19. 口座名義人(漢字)索引ファイル

名義人氏名(漢字)・口座情報・金融機関番号・口座種別・口座番号

20～22. 宛名個人番号管理ファイル、宛名個人番号索引ファイル、宛名個人番号住基連携ファイル

個人番号・宛名番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

23. CZ個人ファイル

宛名番号・個人発生連番・住民票コード・世帯番号・履歴番号・処理連番・修正連番・住民種別コード・住記外国人住民状態コード・住民状態コード・住所_住所区分・住所_自治省コード・住所_全国大字コード・住所_大字コード・住所_番地コード・住所_枝1コード・住所_枝2コード・住所_枝3コード・住所_枝4コード・住所_方書コード・住所_住所名1・住所_住所名2・住所_方書名・住所_郵便番号・住所_行政区1コード・住所_行政区2コード・住所_行政区3コード・氏名・氏名カナ・旧氏名・旧氏名カナ・通称名・通称名カナ・併記名・生年月日・性別コード・世帯主氏名・世帯主氏名カナ・住記外国人続柄コード・続柄コード・混合世帯続柄コード・混合世帯番号・前住所_住所区分・前住所_自治省コード・前住所_全国大字コード・前住所_大字コード・前住所_番地コード・前住所_枝1コード・前住所_枝2コード・前住所_枝3コード・前住所_枝4コード・前住所_方書コード・前住所_住所名1・前住所_住所名2・前住所_方書名・前住所_郵便番号・前住所_行政区1コード・前住所_行政区2コード・前住所_行政区3コード・本籍_自治省コード・本籍_全国大字コード・本籍_大字コード・本籍_番地コード・本籍_枝1コード・本籍_枝2コード・本籍_枝3コード・本籍_枝4コード・本籍_住所名1・本籍_住所名2・本籍_郵便番号・筆頭者・転出先住所_自治省コード・転出先住所_全国大字コード・転出先住所_番地コード・転出先住所_枝1コード・転出先住所_枝2コード・転出先住所_枝3コード・転出先住所_枝4コード・転出先住所_住所名1・転出先住所_住所名2・転出先住所_方書名・転出先住所_郵便番号・転出先住所_住所区分・転出先住所_行政区1コード・転出先住所_行政区2コード・転出先住所_行政区3コード・転出予定年月日・住民年月日・住民届出年月日・住なく年月日・住なく届出年月日・住定年月日・住定届出年月日・国籍コード・在留資格コード・在留期間_自・在留期間_至・外国人登録番号・連絡先電話番号・更新区分・異動事由コード・登録年月日・異動年月日・届出年月日・業務処理年月日・処理年月日・発行停止区分・宛名区分・個人事業所該当区分・住登外世帯番号区分・論理削除区分・論理削除年月日・氏名半角区分・未作成外字フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税関連項目】

1. 課税対象者マスタ

宛名番号・課税年度・世帯番号・住所コード・カナ方書・カナ氏名・漢字氏名・氏名オーバーナンバー・方書・方書オーバーナンバー・生年月日・続柄・性・異動区分・異動年月日・申告書発送区分・翌年申告書発送区分・未申告区分・事務所区分・外国人サイン・住登区分・課税情報ファイル有無・徴収区分・申告区分・課税コード・非課税コード・控配コード・扶養人数・障害者コード・寡婦コード・勤労学生コード・高齢者コード・未成年コード・強制均課・資料番号・普徴通知書番号・生活保護区分・生保開始年月日・夫有り・妻有り・配偶者コード・被扶養者サイン・扶養者コード・専従者サイン・専従者コード・最終課税年・納税者番号・未申告調査番号

2. 賦課マスタ

宛名番号・課税年度・履歴ナンバー・調定年度・徴収区分・申告区分・特徴／普徴区分・税目・調定年度・課税年度・普徴番号・指定番号・特徴個人番号・受給者番号・処理事由・特徴異動事由・調定サイン・過年度サイン・非課税コード・課税コード・所得割非課税サイン・課税月・課税期・更正期・変更月・納入月(退職用)・処理年月日・決定年月日・控配コード(特徴)・老人扶養(特徴)・老人扶養(同居)(特徴)・老人扶養(他)(特徴)・特別障害者(特徴)・特別障害者(同居)(特徴)・特別障害者(他)・(特徴)・普通障害者(特徴)・扶養人数(特徴)・特定扶養(特徴)・年少扶養(特徴)・雑サイン(特徴)・16歳未満扶養親族(特徴)・特徴控除金額(特徴)・雑損控除(特徴)・医療控除(特徴)・社会保険料控除(特徴)・小規模共済控除(特徴)・損害保険料控除(特徴)・損害保険長期支払額(特徴)・損害保険短期支払額(特徴)・所得税寄付金(特徴)・生命保険料区分(特徴)・所得税生命保険料控除額(特徴)・生命保険支払額(特徴)・個人年金支払額(特徴)・住宅取得控除額(特徴)・所得税配偶者特別控除(特徴)・配偶者所得(特徴)・生命保険料控除額(住民税)(特徴)・個人年金控除額(住民税)(特徴)・配偶者控除額(住民税)(特徴)・扶養控除額(住民税)(特徴)・障害者控除額(住民税)(特徴)・老人年金控除額(住民税)(特徴)・寡婦(夫)控除額(住民税)(特徴)・勤労学生控除額(住民税)(特徴)・配偶者特別控除額(住民税)(特徴)・基礎控除額(住民税)(特徴)・寄付金(住民税)(特徴)・損害保険控除額(住民税)(特徴)・損保控除額長期(住民税)(特徴)・所得控除額合計(特徴)・外国税控除(所得税)(特徴)・所得税控除計(特徴)・特別障害者・普通障害者・高齢者・寡婦・寡夫・勤労学生・未成年・強制均課・夫あり・妻あり・共用控除・控配コード・老人扶養・老人扶養(同居)・老人扶養(他)・特別障害者・特別障害者(同居)・特別障害者(他)・普通障害者・扶養人数・特定扶養・年少扶養・雑サイン・16歳未満扶養親族・雑損控除・医療控除・社会保険料控除・小規模共済控除・損害保険料控除・損害保険長期支払額・損害保険短期支払額・所得税寄付金・生命保険料区分・所得税生命保険料控除額・生命保険支払額・個人年金支払額・住宅取得控除額・所得税配偶者特別控除・配偶者所得・生命保険料控除額(住民税)・個人年金控除額(住民税)・配偶者控除額(住民税)・障害者控除額(住民税)・老人年金控除額(住民税)・寡婦(夫)控除額(住民税)・勤労学生控除額(住民税)・配偶者特別控除額(住民税)・基礎控除額(住民税)・寄付金(住民税)・損害保険控除額(住民税)・損保控除額長期(住民税)・所得控除額合計・外国税控除(所得税)・所得税控除計・源泉税額・給与収入額(給報分)・給与所得(給報分)・営業所得(特徴)・農業所得(特徴)・その他事業所得(特徴)・不動産所得(特徴)・利子所得(特徴)・配当所得(特徴)・配当控除のない配当所得(外国)(特徴)・外貨建投信(特徴)・投信配当(特徴)・給与収入(特徴)・給与所得(特徴)・特定支出(特徴)・雑所得(特徴)・総合譲渡短期所得(特徴)・総合譲渡長期所得(特徴)・一時所得(特徴)・控除使用額(特徴)・年金収入(特徴)・年金所得(特徴)・総所得金額(特徴)・合計所得金額(特徴)・総所得金額等(特徴)・所得税額(特徴)・所得税額入力値(特徴)・分離土地超短期(特徴)・分離土地一般(特徴)・分離短期一般(特徴)・分離短期軽減(特徴)・分離長期一般(特徴)・分離長期特定(特徴)・分離長期軽減(特徴)・分離株式譲渡(特徴)・臨時所得(特徴)・変動超過額(特徴)・山林所得(特徴)・退職所得(特徴)・繰越純損失(特徴)・分離繰越控除(特徴)・株式損失(特徴)・短期一般譲渡益(特徴)・短期軽減譲渡益(特徴)・長期一般譲渡益(特徴)・長期特定譲渡益(特徴)・長期居住譲渡益(特徴)・免税所得(特徴)・補正所得(特徴)・分離上場株式(特徴)・専従者(特徴)・配専(特徴)・他専(特徴)・専給(特徴)・専従者給与(特徴)・専従者控除(特徴)・先物取引(特徴)・営業所得・農業所得・その他事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・配当控除のない配当所得(外国)・外貨建投信・投信配当・給与収入・給与所得・特定支出・雑所得・総合譲渡短期所得・総合譲渡長期所得・一時所得・控除使用額・年金収入・年金所得・総所得金額・合計所得金額・総所得金額等・所得税額・所得税額入力値・分離土地超短期・分離土地一般・分離短期一般・分離短期軽減・分離長期一般・分離長期特定・分離長期軽減・分離株式譲渡・臨時所得・変動超過額・山林所得・退職所得・繰越純損失・分離繰越損失・株式損失・分離譲渡益・短期一般譲渡益・短期軽減譲渡益・長期一般譲渡益・長期特定譲渡益・長期居住譲渡益・免税所得・補正所得・分離上場株式・配専・他専・専給・専従者給与・専従者控除・先物取引・課税標準額(総所得)・算出所得割市(総所得)・算出所得割都(総所得)・税額控除市(総所得)・税額控除都(総所得)・差引所得割市(総所得)・差引所得割都(総所得)・課税標準額(土地等の事業雑一般)・算出所得割市(土地等の事業雑一般)・算出所得割都(土地等の事業雑一般)・税額控除市(土地等の事業雑一般)・税額控除都(土地等の事業雑一般)・差引所得割市(土地等の事業雑一般)・差引所得割都(土地等の事業雑一般)・課税標準額(土地等事業雑超短期)・算出所得割市(土地等事業雑超短期)・算出所得割都(土地等事業雑超短期)・課税標準額(先物取引)・算出所得割市(先物取引)・算出所得割都(先物取引)・課税標準額(分離短期一般)・算出所得割市(分離短期一般)・算出所得割都(分離短期一般)・税額控除市(分離短期一般)・税額控除都(分離短期一般)・差引所得割市(分離短期一般)・差引所得割都(分離短期一般)・課税標準額(分離短期軽減)・算出所得割市(分離短期軽減)・算出所得割都(分離短期軽減)・税額控除市(分離短期軽減)・税額控除都(分離短期軽減)・差引所得割市(分離短期軽減)・差引所得割都(分離短期軽減)・課税標準額(分離長期一般)・算出所得割市(分離長期一般)・算出所得割都(分離長期一般)・税額控除市(分離長期一般)・税額控除都(分離長期一般)・税額控除都(分離長期一般)・差引所得割市(分離長期一般)・差引所得割都(分離長期一般)・課税標準額(分離長期特定優良)・算出所得割市(分離長期特定優良)・算出所得割都(分離長期特定優良)・税額控除市(分離長期特定優良)・税額控除都(分離長期特定優良)・差引所得割市(分離長期特定優良)・差引所得割都(分離長期特定優良)・課税標準額(分離長期譲渡居住)・算出所得割市(分離長期譲渡居住)・算出所得割都(分離長期譲渡居住)・税額控除市(分離長期譲渡居住)・税額控除都(分離長期譲渡居住)・差引所得割市(分離長期譲渡居住)・差引所得割都(分離長期譲渡居住)・課税標準額(分離株式譲渡益)・算出所得割市(分離株式譲渡益)・算出所得割都(分離株式譲渡益)・税額控除市(分離株式譲渡益)・税額控除都(分離株式譲渡益)・差引所得割市(分離株式譲渡益)・差引所得割都(分離株式譲渡益)・課税標準額(山林)・算出所得割市(山林)・算出所得割都(山林)・税額控除市(山林)・税額控除都(山林)・差引所得割市(山林)・差引所得割都(山林)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 課税対象者世帯索引ファイル

世帯番号・課税年度・宛名番号

4. 課税対象者氏名索引ファイル

カナ氏名・宛名場号・生年月日・市内住所コード・課税年度・指定番号

5. 課税対象者住所索引ファイル

住所コード・カナ方書・宛名番号

6. 生年月日索引ファイル

生年月日・宛名番号・年度・指定番号

7. 被扶養者リンクファイル

宛名番号・課税年度・扶養専従者コード・区分

8. 総括マスタ

指定番号・課税年度・履歴番号・状態KEY・通知書人数・変更年月日・変更前年税額・変更前年税額・変更後年税額・変更前月割人員(6月)・変更前月割納入額(6月)・変更前月割人員(7月)・変更前月割納入額(7月)・変更前月割人員(8月)・変更前月割納入額(8月)・変更前月割人員(9月)・変更前月割納入額(9月)・変更前月割人員(10月)・変更前月割納入額(10月)・変更前月割人員(11月)・変更前月割納入額(11月)・変更前月割人員(12月)・変更前月割納入額(12月)・変更前月割人員(1月)・変更前月割納入額(1月)・変更前月割人員(2月)・変更前月割納入額(2月)・変更前月割人員(3月)・変更前月割納入額(3月)・変更前月割人員(4月)・変更前月割納入額(4月)・変更前月割人員(5月)・変更前月割納入額(5月)・変更後月割人員(6月)・変更後月割納入額(6月)・変更後月割人員(7月)・変更後月割納入額(7月)・変更後月割人員(8月)・変更後月割納入額(8月)・変更後月割人員(9月)・変更後月割納入額(9月)・変更後月割人員(10月)・変更後月割納入額(10月)・変更後月割人員(11月)・変更後月割納入額(11月)・変更後月割人員(12月)・変更後月割納入額(12月)・変更後月割人員(1月)・変更後月割納入額(1月)・変更後月割人員(2月)・変更後月割納入額(2月)・変更後月割人員(3月)・変更後月割納入額(3月)・変更後月割人員(4月)・変更後月割納入額(4月)・変更後月割人員(5月)・変更後月割納入額(5月)・特徴個人番号・所得割均等割課税者・所得割のみ課税者・均等割のみ課税者・非課税者数・発付年月日・法人番号・納期特例・再発行サイン

9. 個人明細ファイル

指定番号・特徴個人番号・課税年度・連番・状態KEY・宛名番号・変更月・賦課マスタ履歴ナンバー・処理番号・変更前年税額・変更後年税額・変更前月割額(6月)・変更前月割額(7月)・変更前月割額(8月)・変更前月割額(9月)・変更前月割額(10月)・変更前月割額(11月)・変更前月割額(12月)・変更前月割額(1月)・変更前月割額(2月)・変更前月割額(3月)・変更前月割額(4月)・変更前月割額(5月)・変更後月割額(6月)・変更後月割額(7月)・変更後月割額(8月)・変更後月割額(9月)・変更後月割額(10月)・変更後月割額(11月)・変更後月割額(12月)・変更後月割額(1月)・変更後月割額(2月)・変更後月割額(3月)・変更後月割額(4月)・変更後月割額(5月)・処理年月日・異動事由・異動年月日

10. 個人明細履歴ファイル

指定番号・特徴個人番号・課税年度・連番・状態KEY・宛名番号・変更月・賦課マスタ履歴ナンバー・処理番号・変更前年税額・変更後年税額・変更前月割額(6月)・変更前月割額(7月)・変更前月割額(8月)・変更前月割額(9月)・変更前月割額(10月)・変更前月割額(11月)・変更前月割額(12月)・変更前月割額(1月)・変更前月割額(2月)・変更前月割額(3月)・変更前月割額(4月)・変更前月割額(5月)・変更後月割額(6月)・変更後月割額(7月)・変更後月割額(8月)・変更後月割額(9月)・変更後月割額(10月)・変更後月割額(11月)・変更後月割額(12月)・変更後月割額(1月)・変更後月割額(2月)・変更後月割額(3月)・変更後月割額(4月)・変更後月割額(5月)・処理年月日・異動事由・異動年月日

11. 特徴個人番号付番ファイル

指定番号・課税年度・最終特徴個人番号

12. 異動経過ファイル

処理年月日・処理時分秒・端末名・宛名番号・区分・履歴下1桁・調定サイン・変更前異動データ・変更後異動データ

13. 課税情報ファイル

宛名番号・課税年度・徴収希望サイン・申告書送付サイン・世帯外扶養人数・生保サイン・生保開始年月日・証明停止サイン・特徴異動事由・徴収方法・指定番号・特徴個人番号・調査内容コード・確認対象コード・確認方法コード・調査年月日・見直し年・課税注意・記事あり・APカナ氏名・生年月日AP指定番号・AP特徴個人番号

14. アンマッチパターンファイル

カナ氏名・生年月日・指定番号・宛名番号・特徴個人番号・削除判定年

15. 資料履歴ファイル

宛名番号・課税年度・区分・連番・調定年度・処理年月日・申告区分・徴収区分・処理事由・特徴資料番号・インプット番号

16. オーバーファイル

項目No.・反復情報(漢字)・オーバーデータ(漢字)・反復情報(ANK)・オーバーデータ(ANK)

17. 記事ファイル

宛名番号・処理年月日・連番・履歴・記事データ

18. 給与支払者報告ファイル

コントロール・用紙種類・簿冊番号・事業所件数・個人件数・種別・整理番号・優良事業所・特徴報告人数・合計報告人数・指定番号・指定番号C/D・宛名番号・特徴個人番号・連番・受給者番号・カナ指名・給与支払金額・給与所得金額・所得控除合計・源泉徴収税額・控配有・控配無・控配老・配偶者特別控除・扶養特定・扶養同老・扶養老人・扶養一般・障害特同・障害特別・障害一般・小規模共済・社会保険料・生命保険料控除・損害保険料控除・住宅取得控除・前職分給与・配偶者合計所得・個人年金保険料・長期損害保険料・夫あり・未成年者・乙欄・本人障害特別・本人障害一般・老年者・寡婦一般・寡婦特別・寡夫・勤労学生・死亡退職・再該者・外国人・就職サイン・退職サイン・中途就職退職年月日・生年月日・事業主宛名番号・特普

19. 年金支払者報告ファイル

コントロール・用紙種類・簿冊番号・個人件数・宛名番号・連番・カナ氏名・生年月日・年金支払額・本人障害特別・本人障害一般・老年者・控配有・控配無・控配老・扶養特定・扶養老人・障害特別・障害一般・社会保険料・同居特障

20. 年金一覧パンチファイル

コントロール・用紙種類・リスト種類・ページ数・カナ氏名・生年月日・年金支払額・老年者・本人障害・控配・扶養特定・扶養老人・扶養一般・障害一般・障害特別・宛名番号

